

# 平成28年度 年度計画

国立大学法人北海道大学

平成28年3月31日



# 平成 28 年度 国立大学法人北海道大学 年度計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバルに活躍する力を養うため、第2期中期目標期間に開設した全学横断的な教育プログラムである「新渡戸カレッジ(学士課程)」及び「新渡戸スクール(大学院課程)」をさらに充実させた教育内容で実施し、両プログラムにおいて合わせて延べ1,000名以上の修了者を輩出する。また、新渡戸カレッジ及び新渡戸スクールにおいて、学生の学修過程を可視化できる修学ポートフォリオを開発し、各学部・研究科等においても順次導入する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-1-1 教育成果を確認するため、新渡戸カレッジ修了者を対象に、プログラム内容及び身についた能力等に関連するアンケートを実施し、カリキュラム改善に向けた検討を開始する。
- ・①-1-2 新渡戸スクールの基礎プログラム科目の内容の充実、履修要件の変更など、教育内容を充実させるとともに、上級プログラムについて成案を得る。また、新渡戸スクール基礎プログラムポートフォリオの活用を拡大させるとともに、全学で使用する大学院課程向け修学ポートフォリオの検討を開始する。

①-2 学生の主体的な学びを促進させるため、教育環境の整備を進め、アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術等を活用した授業科目の開講数を増加させる。また、社会的ニーズに対応し、全学部を横断する新たな共通科目群を開設するとともに、ビジネス・スキル、専門職倫理等の授業科目を開設する。

- ・①-2-1 アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術(ICT)等を活用した授業を展開するため、環境整備状況を調査するとともに、授業科目を充実させるための方策等を検討する。また、ICTを活用したオープン教材を開発する。
- ・①-2-2 全学部を横断する新たな共通科目群、ビジネス・スキル、専門職倫理等の科目の検討を開始する。

①-3 第2期中期目標期間に導入したナンバリング制度、国際通用性のあるきめ細かなGPA制度等を活用し、教育課程のさらなる体系化と学修成果の検証体制の構築を推進する。また、全学部・研究科等において、積極的にクォーター制の導入を推進し、平成28年度までに全学部を導入するとともに、平成31年度までに、全学部・研究科等においてアセスメント・ポリシー(学修成果の評価方針)を策定する。

- ・①-3-1 カリキュラムマップ作成等による教育課程の体系化、新GPA制度の検証等による学修成果の把握について、全学的視点で方策を検討し、成案を得る。
- ・①-3-2 全学部において、クォーター制を導入する。

①-4 国際社会の発展に寄与する人材を育成するため、ジョイント・ディグリー・プログラムをはじめとする海外大学との共同教育プログラムを新たに10件以上開設するなど、国際通用性のある大学院教育を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-4-1 平成27年度に制定した「コチュテル・プログラムの導入とダブル・ディグリー・プログラムの見直しについて」に基づき、海外大学との共同教育プログラムの導入を目指す部局に対し、プログラム開発支援を実施する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教職員等の教育力・教育支援力を高めるため、平成27年度に開設した「高等教育研修センター」において、ニーズに対応したファカルティ・ディベロップメント(FD)、スタッフ・ディベロップメント(SD)等の研修プログラムを一元的に開発し、実施する。また、英語による授業を拡充するため、英語を母語とする講師によるFDプログラムを拡充する。

- ・①-1-1 高等教育研修センターにおいて、全学的なFD、SD、PFF(Preparing Future Faculty)等の各種研修を一元的に実施するとともに、新たな研修を開発・実施する。また、英語を母語とする講師によるFDを実施するとともに、英語授業数拡大に向けた方策の検討を開始する。

## (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学生が安心・安全で充実したキャンパスライフを送ることができるようにするため、学生支援組織間の連携を強化し、進路・履修相談、経済的支援、就職支援、キャリア支援等の取組を実施する。また、奨学金及び授業料免除については、既存制度の検証を行い、よりきめ細かな支援制度に改善する。

- ・①-1-1 学生支援組織間の連携を強化するとともに、学習支援、ピア・サポート制度、就活支援・キャリア教育の充実策を検討し、成案を得る。また、グローバル化に対応した新たな支援を検討する。
- ・①-1-2 奨励金制度等を実施するとともに、新渡戸カレッジ奨学金等の本学独自の奨学金制度、授業料免除制度について、検証する。

①-2 全ての学生にとって教育の機会が公平に提供されるキャンパスを目指し、特別修学支援室の体制整備など、障がいのある学生を支援する体制を拡充させるとともに、教職員・学生を対象とした継続的な研修を実施する。また、平成29年度までにバリアフリー整備計画を策定し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパスに整備する。

- ・①-2-1 障がいのある学生を支援する学生を育成するための研修や表彰制度を整備するとともに、FD及びSD研修を実施する。また、平成29年度に向け、バリアフリー整備計画の策定に着手する。

## (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入した、入学後に所属する学部を決める「総合入試」制度を検証する。また、ボーダレスなグローバル社会をリードする意欲と資質を持った人材を人物本位で選抜するため、平成30年度入試から国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を開始する。さらに、大学院課程を中心に、テレビ会議システム、海外オフィスを活用した渡日前入試を拡大するなど、国際化に対応した入学者選抜を実施する。

- ・①-1-1 総合入試に関する学生アンケートの実施結果等から総合入試制度の検証を行うとともに、新たに導入する国際総合入試の基本方針を策定する。また、国際化に対応した入学者選抜について調査する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 世界トップレベルの研究を推進するため、医療・創薬科学分野、食・健康科学分野、物質・材料科学分野、フィールド科学分野等の本学が強みを有する重点領域研究に対し、研究費・人材・スペース、リサーチ・アドミニストレーター(URA)等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行う。これらにより、新たな部局横断型研究プロジェクトを5件以上創出する。

- ・①-1-1 部局横断型研究プロジェクトの創出に向け、トップダウンの選定による重点プロジェクトを推進するとともに、URAを活用した全学的研究マネジメントによる支援を行う。

①-2 本学の特色ある研究領域である北極域研究等を核として、異なる視点を持つ研究者の知のネットワークを形成し、新たに国際共同研究を45件以上展開するなど、グローバルな頭脳循環のハブとして研究を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-2-1 共同利用・共同研究拠点を中心として、国内外の大学及び研究機関等との連携による国際共同研究を推進する。

①-3 第2期中期目標期間に竣工した「フード&メディカルイノベーション国際拠点」を核として、企業等と本学が対等な立場で研究を行う「イコールパートナーシップ」に基づいた産業創出部門等を5件以上開設するなど、社会実装、イノベーション創出に向けた産学官協働研究を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-3-1 教員シーズ情報、企業等ニーズ情報を分析することにより、産業創出部門等に繋がる研究分野、企業分布等を精査し、より企業ニーズに着目したシーズ・ニーズマッチングを推進する。

②-1 若手教員の継続的なキャリア形成支援のため、本学がこれまで培ってきたテニュアトラック制度をいかに、人文社会科学系分野の育成プログラムの充実、外国人教員への支援策等を盛り込んだ新たな育成制度を実施する。この制度により、テニュアトラック教員を15名以上採用し、育成する。

- ・②-1-1 外国人を含めた多様な人材育成・支援のため、現行のテニュアトラック制度の人事・公募方針等を見直す。
- ・②-1-2 3大学(本学、東北大学、名古屋大学)で実施しているコンソーシアムにおいて、外部評価、アンケート等の結果を踏まえ、人材育成プログラム等を改善する。

②-2 博士課程学生及び博士研究員のキャリアパスを支援するため、若手研究者と企業が交流するための登録制WEBサイトの拡大、人文社会科学系学生が企業で活躍するためのスキル教育プログラムの開発、教務情報と連動した学生情報データベースの構築等、総合的な能力開発プログラムを実施する。

- ・②-2-1 企業と交流するための登録制WEBサイトを文系部局博士課程学生等へ拡大するため、実態調査等を実施する。また、理工系部局博士課程学生等の教務・人事情報、履修登録情報の集約を推進する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入したURA、産学協働マネージャー等を活用した研究開発マネジメント体制をさらに拡充するとともに、平成30年度までに技術職員組織の一元化を行うなど、研究支援体制を強化する。また、産学協働ファシリテーター育成プログラム等の各種研修プログラムを充実させ、それらを担う人材を育成する。

- ・①-1-1 大学力強化推進本部URAステーションを中心とした全学的な研究開発マネジメント体制を強化するため、URAの新規配置及び能力開発を行う。
- ・①-1-2 技術職員組織一元化に向けた具体策について検討する。
- ・①-1-3 産学協働ファシリテーター育成プログラムの平成29年度開始に向け、制度設計に着手する。

①-2 本学の特長である高度な研究設備を学内外に共用するシステム「オープンファシリティ」において、最先端設備等の登録台数、利用者数を、平成27年度比で10%以上、また、設備共用に係る連携・協力機関等を新たに10機関以上増加させるなど、世界水準の研究基盤共用プラットフォームに拡充する。

・①-2-1 平成27年度に設置した創成研究機構グローバルファシリティセンターを中心に、最先端設備等の利用、設備共用に係る連携・協力機関等を増加させるため、研究設備の整備、共用化を推進するとともに、研究支援体制を強化する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 知の還元と教育のオープン化を推進するため、社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、様々な教育コンテンツをオープンコースウェア・MOOC (Massive Open Online Course) 等で公開する。また、「HUSCAP (北海道大学学術成果コレクション)」において、本学の教育研究成果を年間3,000コンテンツ以上発信する。

・①-1-1 OCW及びMOOC等のオープン教材の公開、HUSCAP (北海道大学学術成果コレクション)の発信を拡大させる。

①-2 平成28年度に公開スペースを大幅に拡充する総合博物館、国内屈指の蔵書数を誇る図書館、札幌市民の憩いの場である植物園等、多様な学内施設を活用し、地域交流を推進する。

・①-2-1 総合博物館、附属図書館、植物園等、多様な学内施設を活用して地域交流を推進するため、企画展示やセミナー等を実施する。

①-3 地方自治体等との協働により、政策提言等を行うとともに、地域企業との事業化に向けた共同研究を平成27年度比で10%以上増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

・①-3-1 地方自治体及び地域企業のニーズ情報を調査・集約化するとともに、自治体等との意見交換を行う。

### 4 その他の目標を達成するための措置

#### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 平成28年度に「国際連携機構」を設置し、全学的な連携体制を再構築する。また、総長直轄の国際連携研究教育局(GI-CORE)に新たなグローバルステーションを5拠点以上設置し、ASEAN、北米に新たな海外オフィスを開設するなど、戦略的・組織的な国際連携を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・①-1-1 国際本部を国際連携機構に改組し、全学的連携体制を強化するとともに、国際連携研究教育局(GI-CORE)において、新たなグローバルステーションを開設し、国際連携研究教育を推進する。

①-2 学際的な知的交流を促進するため、世界の研究者と協力して夏の北海道で国内外の学生を教育する「サマー・インスティテュート」、連携した海外大学で、本学と世界の学生が共に学ぶ「ラーニング・サテライト」等、多様な教育プログラムを展開する。これらにより、日本人学生の海外留学経験者を1,250名以上、外国人留学生の年間受入数を2,200名以上に増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

・①-2-1 外国人留学生の受入れを増加させるため、サマー・インスティテュートの本格実施、現代日本学プログラム課程の実施、英語による理系学部修士一貫プログラムであるISP (Integrated Science Program) の平成29年度開講

に向けた準備を進める。また、日本人学生の海外留学を増加させるため、ラーニング・サテライト等の海外派遣プログラムを実施する。

①-3 外国人留学生及び海外留学する日本人学生を対象とした経済、生活、キャリア等に関する支援を充実させるとともに、日本人・外国人混住型宿舎、交流イベント等、日本人学生と外国人留学生が交流する環境を創出する。

- ・①-3-1 外国人留学生へのキャリアカウンセリングの促進、海外に留学する日本人学生への外部資金を活用した奨学金の拡充、現地でのオリエンテーションの実施など、経済、生活、キャリア等に関する支援を実施する。
- ・①-3-2 混住型宿舎整備に向けた検討を進めるとともに、交流イベントの開催等により、キャンパス内外において外国人留学生と日本人学生等が交流する場を創出する。

①-4 平成27年度に設置した「グローバルリレーション室」の下、北大アンバサダー・パートナー制度を創設し、200名以上の海外在住OBに委嘱するとともに、海外留学生同窓会を20か所以上開設し、国際的な北大コミュニティを拡充するなど、戦略的な国際広報を推進する。

- ・①-4-1 北大アンバサダー・パートナー制度を創設し、海外在住OBへの委嘱を開始する。また、海外同窓生に向けた情報発信を強化するとともに、新たな海外留学生同窓会の設立を支援する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1 橋渡し研究加速ネットワークプログラム及び臨床研究品質確保体制整備事業における実績をいかし、革新的医療技術を創出する体制を強化することによって、医師主導治験・先進医療・医療機器等を12件以上承認申請し、また、国際水準（ICH-GCP）に準拠した臨床研究を30件以上実施するなど、日本発の新薬・医療技術・機器の開発に貢献する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 革新的医療技術を創出する体制強化のため、臨床研究品質確保体制整備事業の実績評価と課題の整理を行い、行動計画を策定する。

②-1 優れた医師を育成するため、平成31年度までに初期臨床研修医等に対する達成度評価システムを構築するなど、卒前教育と連携した総合診療研修プログラムを充実させる。また、平成28年度に専門医研修プログラムを構築するなど、研究能力を持つ優れた専門医を育成する体制を強化する。

- ・②-1-1 総合的診療教育の充実に向けて、初期臨床研修における研修コースの拡充などの取組を実施する。また、優れた専門医育成を目的とした専門医研修プログラムを構築する。

②-2 全医療人に対して、様々な院内・院外研修会を開催し、キャリア支援及び生涯教育を推進する。また、平成29年度までに倫理教育を推進する部門を設置し、倫理教育を充実させる。

- ・②-2-1 職員の能力向上に向けたキャリア支援を実施する。また、チーム医療を推進するための院内・院外研修会を開催するとともに、支援体制を整備する。

③-1 超高齢社会を見据えた医療制度改革に対応する地域と連携した診療体制を構築するとともに、海外の大学病院と連携協定を新たに6機関以上締結するなど、医療のグローバル化を推進する。

- ・③-1-1 地域の医療機関への医師の配置を推進するとともに、ICTの活用による診療体制の地域連携を検討する。また、海外の大学病院・医療機関との連携

を進める。

④－１ 病院長のトップマネジメントの下、病院収入の安定的確保に向けた検証を強化し、施設・医療機器の計画的整備を実施する。また、職場環境の改善を検討する体制を構築し、より良い職場環境を整備する。

- ・④－１－１ 病院の財務状況の改善に取り組むとともに、光ケーブル等の情報インフラ及び医療機器の計画的整備を行う。また、診療・職場環境の改善に向けた検討を開始する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①－１ 総長のリーダーシップの下、総長補佐体制の整備、監事による業務監査、経営協議会、海外アドバイザーボード、大学力強化推進本部での学外委員の意見の活用等により、ガバナンス機能をより強化する。また、平成 27 年度に設置した「総合 I R 室」において、教育、研究、管理運営等の諸活動に関する情報を収集・分析し、経営戦略策定を支援する。

- ・①－１－１ 監事による業務監査結果及び経営協議会学外委員等の外部有識者からの意見を踏まえた対応状況、総長補佐体制等を検証する。
- ・①－１－２ 総合 I R 室において、本学の諸活動に関するデータを集約・分析し、その結果を総長に報告するとともに、主なデータを取りまとめた「北海道大学ファクトブック」を公表する。

①－２ 本学の重点的な施策を機動的に実施するため、総長の裁量による経費を拡充するとともに、資源配分に関する検証を不断に行い、学内資源の再配分を戦略的に実施する。

- ・①－２－１ 第 3 期中期目標期間財政計画を作成するほか、各種経費についての検証を開始する。また、学内資源の再配分を実施するとともに、組織再編に伴うインセンティブ付与、全学運用教員制度の運用等について検討する。

②－１ 優れた業績を持つ教員の獲得、教員の職務に対するモチベーションの更なる向上及び流動性の促進のため、第 2 期中期目標期間に創設した正規教員の年俸制、クロスアポイントメント（混合給与）制度、ディスティングイッシュトプロフェッサー制度等、柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、より公平かつ透明性のある制度として推進し、正規教員の適用者を 800 名以上に増加させる。

- ・②－１－１ 第 2 期中期目標期間に創設した柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、正規教員の年俸制適用者を増加させる。

②－２ 組織の活性化・国際化を促進するため、多様な経歴・能力を有する職員を採用するとともに、SDプログラムを通して、職員の資質を向上させる。特に、国際対応力を強化するため、TOEIC 700 点以上の職員比率を正規事務職員全体の 20% 以上に増加させる。

- ・②－２－１ 国際的な渉外業務及びハラスメント相談業務等に従事する職員を採用する。また、事務職員に対する SD 研修を引き続き実施するとともに、英語能力向上のための方策を検討する。

②－３ 組織の多様性を高めるため、インセンティブ付与等の多様な方策の実施により、若手・外国人・女性教員の積極的採用を促進し、外国人教員数を 200 名以上、女性教員数を 450 名以上に増加させる。



- ・②-3-1 若手・外国人・女性教員の増加策を継続実施する。特に、外国人教員倍増計画に基づく各施策を実施し、外国人教員を増加させる。

②-4 女性教職員の活躍推進のため、女性管理職比率を正規教職員全体の15%以上に増加させる。

- ・②-4-1 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を増加させる。

②-5 教職員のワークライフバランスの充実のため、平成29年度までに教職員休暇制度、平成31年度までに子育て支援制度を改善するなど、働きやすい職場環境作りを推進する。

- ・②-5-1 教職員休暇制度の拡充に向け、情報収集をするなど、具体的な改善策を検討する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 教育研究組織の機能を強化するため、平成29年度までに組織等の在り方を不断に検証し改革する仕組みを導入する。また、教員組織と大学院教育組織の分離、国際大学院の設置等に取り組み、8大学院以上の組織再編を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 組織等の在り方を不断に検証し改革する仕組みの策定に着手する。また、平成29年4月に新設予定の国際大学院である医理工学院、国際感染症学院及び国際食資源学院の設置準備を行う。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 大学運営及び教育研究の円滑な遂行に資するため、平成28年度までに第2期中期目標期間に実施した取組のフォローアップを行うとともに、平成29年度から新たな事務効率化・合理化の取組を実施する。

- ・①-1-1 第2期中期目標期間に実施した業務改善の成果について、フォローアップを行う。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 外部資金獲得に向けて、平成29年度までに「産学・地域協働推進機構」が主導する組織型協働研究等の発掘・管理体制の強化及び研究関連情報の集約を実施するほか、外部資金等の獲得支援をさらに充実させるなど組織的・戦略的な取組を実施し、外部資金を平成27年度比で10%以上増加させる。

- ・①-1-1 外部資金を獲得するために、プロジェクトマネジメントを担当する専門人材を配置するとともに、研究関連情報の集約方法の検討、外部資金等の獲得支援の充実など、組織的・戦略的な取組を実施する。

①-2 安定した財政基盤を確立するため、本学が有するブランド力、キャンパス内の多様な資源を活用し、商標使用料の確保、本学で定めている各種料金の見直しを行うなど、自己収入拡大に向けた取組を実施する。

- ・①-2-1 自己収入の拡大に向けた取組を実施する。特に、第2期における北大ブランドの活用状況を検証し、商標の活用ルールを策定する。

①-3 企業、同窓会等の多様なステークホルダーに向けた活発な募金活動を展開し、北大フロンティア基金を増加させる。

- ・①-3-1 同窓会、東京オフィス等を活用し、企業及び個人への募金活動を展開する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 外部委託業務等の既存契約の仕様、契約方法の見直しを行うなど、効率的な経費執行に資する多様な取組を実施する。

- ・①-1-1 効率的な経費執行に資するため、事務用パソコン一括リースの次期契約準備等の取組を実施する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 平成29年度までに不動産等貸付料金の見直しを行うなど、資産の運用状況の把握、有効利用の拡大に向けた方策を実施する。

- ・①-1-1 不動産等貸付料を見直すなど、不動産等の有効利用の拡大に向けた方策を講じる。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①-1 全学の自己点検・評価及び法人評価・認証評価に向けた実施体制を強化するとともに、各部局等が行う自己点検・評価を効果的・効率的に実施するための支援を行う。また、得られた評価結果を改善にいかすため、評価結果のフォローアップを毎年度実施する。

- ・①-1-1 各種評価を効果的・効率的に実施できるように評価資料を共有する仕組みであるファイル共有ストレージの本格利用を開始するとともに、法人評価及び機関別認証評価結果のフォローアップを行う。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制を整備し、広報媒体の多言語化、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、同窓会組織との連携等を活用した戦略的広報活動を実施する。

- ・①-1-1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制の整備について検討するとともに、SNSの活用、海外版広報誌の発刊に向けた検討など、多様な広報活動を実施する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 魅力溢れるキャンパスの形成を推進するため、平成29年度までに「キャンパスマスタープラン2006」を強化・充実させた新マスタープラン、平成31年度までに新たに函館地区を対象としたマスタープランを策定し、計画的な施設の整備及び運用を推進する。

- ・①-1-1 新キャンパスマスタープラン（札幌キャンパス版）の策定に着手する。また、施設等の中長期的保全計画を策定する。

①-2 第2期中期目標期間に国内大学で最初に策定したサステイナブルキャンパス評価システムを活用し、一般廃棄物排出量を平成27年度比で10%以上削減するなど、省エネルギー化、地域との連携等に配慮したサステイナブルキャンパス作りを推進する。

- ・①-2-1 省エネルギー化、地域との連携等に配慮したサステイナブルキャンパス構築のため、アクションプランを改訂する。また、サステイナブルキャンパス評価システム（ASSC）を活用した評価を実施する。

①-3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく P F I 事業として、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業を推進する（平成 30 年度まで）。

- ・①-3-1 P F I 事業として施設の維持管理を継続する。

## 2 情報環境整備等に関する目標を達成するための措置

①-1 平成 27 年度に策定した「情報環境推進に関する行動計画」に基づき、人事情報・財務情報等の基幹業務系システムの更新時に最適化を推進するなど、情報環境の整備を全学的に実施し、その成果を検証する。

- ・①-1-1 教職員・学生共通の統一 I D の導入について検討する。

①-2 研究力強化のため、平成 30 年度までに計算処理能力が現行の学際大規模計算機システムの 10 倍以上に増強されたアカデミッククラウドシステム等を導入し、研究・実験等のビッグデータのアーカイブ基盤を構築するなど、学術情報基盤を整備する。

- ・①-2-1 アカデミッククラウドシステム及びスーパーコンピュータの平成 30 年度導入に向けて、仕様の策定及び入札手続きを進める。

①-3 情報コミュニケーション技術を活用した教育を推進するため、平成 31 年度までに学内共用無線 L A N アクセスポイントの拡充、ファイアーウォール等の強化等、ネットワーク環境を整備し、充実させる。また、サイバーセキュリティに関する教育体制を整備する。

- ・①-3-1 B Y O D (Bring Your Own Device) を推進するため、学内共用無線 L A N アクセスポイントを拡充する。
- ・①-3-2 平成 27 年度に実施した全教職員対象の e ラーニングシステムによる情報セキュリティ研修を引き続き実施し、受講率 100%を達成する。

## 3 安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 平成 27 年度に構築したリスクに係る責任・管理体制の下、平成 29 年度までに全学的なマニュアル・事例集等を整備するとともに、平成 30 年度から専門家によるマネジメントセミナーを開催するなど、リスクマネジメント教育を充実させる。

- ・①-1-1 他大学等への事例調査、全学的な潜在的リスクに関するアンケート調査及び過去の全学的リスク事象の事例調査を実施する。
- ・①-1-2 情報セキュリティに関するリスク管理体制を見直すとともに、情報セキュリティ対策を強化する。

①-2 労働安全衛生法その他法令等の遵守に当たり、平成 31 年度までに巡視の結果に基づく安全衛生情報のデータベース化及び化学物質管理システムの見直し、更新を行う。また、教育研究の場における安全・衛生に関する点検調査を行うとともに、教職員及び学生を対象とした安全教育を充実させる。

- ・①-2-1 安全衛生情報のデータベース化に向け、これまでの安全衛生巡視における指摘事項を整理する。また、化学物質管理システムの更新及びライフサイエンス系実験従事者に係る健康診断の見直しについて検討を開始する。
- ・①-2-2 教職員及び学生の安全・衛生の保持のため、安全教育、安全衛生巡視及び各種実験施設の実地調査を実施する。

#### 4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、第2期中期目標期間に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し、受講率100%を堅持する。また、物品検収体制の徹底、ハンドブックによる啓発活動等を実施する。

- ・①-1-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、eラーニングシステムによる不正防止研修受講率100%を堅持するとともに、ハンドブックによる啓発活動等を引き続き実施する。

①-2 平成27年度に構築した全学的な推進体制の下、職種・職層等に応じたセミナー研修を開始するなど、コンプライアンスの徹底に向けた方策を実施する。

- ・①-2-1 コンプライアンスを徹底するため、他大学等における研修内容等を調査し、職種・職層等に応じた新たな研修について検討を開始する。

#### 5 他大学等との連携に関する目標を達成するための措置

①-1 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に他の国立大学との連携により開始した、遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前事前教育、欧州獣医学教育認証取得に向けた獣医学教育等を充実させる。

- ・①-1-1 北海道地区の国立大学との連携により、教養教育における単位互換科目数を拡大するとともに、留学生への入学前準備教育として、学部及び大学院の準備プログラム等を実施する。
- ・①-1-2 欧州協力大学の非公式事前診断の結果に基づく改善、整備を行い、欧米水準の獣医学教育の実施に向けて教育内容を充実させる。

①-2 北海道地区の国立大学と連携して、調達業務の共同化、資金運用の共同化（Jファンド）による余裕金の運用等、事務の効率化・合理化のための取組を引き続き実施する。また、大規模災害に備え、安否確認システムを導入している北海道地区の国立大学と合同模擬訓練を実施するなど、関係機関との連携体制を強化する。

- ・①-2-1 北海道地区の国立大学等との共同調達及び資金運用の共同化（Jファンド）による余裕金の運用等を実施する。また、安否確認システムを導入している大学と合同で模擬訓練を実施する。

#### VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

#### VII 短期借入金の限度額

##### 1. 短期借入金の限度額

9,056,700千円

##### 2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

#### VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

##### 1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション室蘭臨海実験所の土地（北海道室蘭市母恋南町1丁目74番2、母恋北町3丁目68番152 56,140 m<sup>2</sup>）を譲渡する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部または一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・実習棟（獣医学系） ・総合研究棟 I（工学系） ・管理棟 ・環境資源バイオサイエンス研究棟改修（PFI事業） ・小規模改修	総額  2,389	施設整備費補助金（2,269） 船舶建造費補助金（0） 長期借入金（0） (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（120）

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2. 人事に関する計画

組織の活性化・国際化・男女共同参画を促進するため、次の方策を講ずる。

- ・ 正規教員の年俸制、クロスポイントメント制度等の適用を促進する。
- ・ 国際的な渉外業務及びハラスメント相談業務等に従事する職員を採用する。
- ・ 事務職員に対するSD研修を引き続き実施するとともに、英語能力向上のための方策を検討する。
- ・ 若手・外国人・女性教員の増加策を継続実施する。
- ・ 女性管理職比率を増加させる。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数 3,404人  
また、任期付き職員数の見込みを 632人とする。

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 43,266百万円（退職手当は除く）

別表（学部の学科・課程、研究科の専攻等）

文学部	人文科学科	740 人					
教育学部	教育学科	220 人					
法学部	法学課程	850 人					
経済学部	経済学科	400 人					
	経営学科	360 人					
理学部	数学科	200 人					
	物理学科	140 人					
	化学科	300 人					
	生物科学科	320 人					
	地球惑星科学科	240 人					
医学部	医学科	667 人	（医師養成に係る分野）				
	保健学科	760 人					
歯学部	歯学科	318 人	（歯科医師養成に係る分野）				
薬学部	薬科学科	200 人					
	薬学科	180 人					
工学部	応用理工系学科	640 人					
	情報エレクトロニクス学科	720 人					
	機械知能工学科	480 人					
	環境社会工学科	840 人					
	3 年次編入学	20 人	（各学科共通の学生収容定員）				
農学部	生物資源科学科	144 人					
	応用生命科学科	120 人					
	生物機能化学科	140 人					
	森林科学科	144 人					
	畜産科学科	92 人					
	生物環境工学科	120 人					
	農業経済学科	100 人					
獣医学部	共同獣医学課程	200 人	（獣医師養成に係る分野）				
	獣医学科※ <sub>2,3</sub>	40 人	（獣医師養成に係る分野）				
水産学部	海洋生物科学科	216 人					
	海洋資源科学科	212 人					
	増殖生命科学科	216 人					
	資源機能化学科	216 人					
文学研究科	思想文化学専攻	46 人	<table border="0"> <tr> <td>うち修士課程</td> <td>28 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>18 人</td> </tr> </table>	うち修士課程	28 人	博士後期課程	18 人
うち修士課程	28 人						
博士後期課程	18 人						
	歴史地域文化学専攻	89 人	<table border="0"> <tr> <td>うち修士課程</td> <td>56 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>33 人</td> </tr> </table>	うち修士課程	56 人	博士後期課程	33 人
うち修士課程	56 人						
博士後期課程	33 人						
	言語文学専攻	91 人	<table border="0"> <tr> <td>うち修士課程</td> <td>58 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>33 人</td> </tr> </table>	うち修士課程	58 人	博士後期課程	33 人
うち修士課程	58 人						
博士後期課程	33 人						
	人間システム科学専攻	59 人	<table border="0"> <tr> <td>うち修士課程</td> <td>38 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>21 人</td> </tr> </table>	うち修士課程	38 人	博士後期課程	21 人
うち修士課程	38 人						
博士後期課程	21 人						
法学研究科	法学政治学専攻	85 人	<table border="0"> <tr> <td>うち修士課程</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>45 人</td> </tr> </table>	うち修士課程	40 人	博士後期課程	45 人
うち修士課程	40 人						
博士後期課程	45 人						
	法律実務専攻	180 人	（専門職学位課程）				
経済学研究科	現代経済経営専攻	105 人	<table border="0"> <tr> <td>うち修士課程</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>45 人</td> </tr> </table>	うち修士課程	60 人	博士後期課程	45 人
うち修士課程	60 人						
博士後期課程	45 人						
	会計情報専攻	40 人	（専門職学位課程）				
医学研究科	医科学専攻	60 人	（修士課程）				
	医学専攻	400 人	（博士課程）				
歯学研究科	口腔医学専攻	168 人	（博士課程）				
獣医学研究科	獣医学専攻	96 人	（博士課程）				

情報科学研究科	情報理工学専攻	132人	うち修士課程	96人
			博士後期課程	36人
	情報エレクトロニクス専攻	102人	うち修士課程	78人
			博士後期課程	24人
	生命人間情報科学専攻	84人	うち修士課程	66人
		博士後期課程	18人	
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	137人	うち修士課程	86人
			博士後期課程	51人
	海洋応用生命科学専攻	148人	うち修士課程	94人
			博士後期課程	54人
	環境起学専攻	133人	うち修士課程	88人
環境科学院	地球圏科学専攻	112人	うち修士課程	70人
			博士後期課程	42人
	生物圏科学専攻	173人	うち修士課程	104人
			博士後期課程	69人
	環境物質科学専攻	89人	うち修士課程	56人
		博士後期課程	33人	
理学院	数学専攻	143人	うち修士課程	92人
			博士後期課程	51人
	物性物理学専攻	78人	うち修士課程	48人
			博士後期課程	30人
	宇宙理学専攻	67人	うち修士課程	40人
		博士後期課程	27人	
農学院	自然史科学専攻	138人	うち修士課程	78人
			博士後期課程	60人
	共生基盤学専攻	144人	うち修士課程	96人
			博士後期課程	48人
	生物資源科学専攻	126人	うち修士課程	84人
		博士後期課程	42人	
生命科学院	応用生物科学専攻	54人	うち修士課程	36人
			博士後期課程	18人
	環境資源学専攻	126人	うち修士課程	84人
			博士後期課程	42人
	生命科学専攻	402人	うち修士課程	264人
		博士後期課程	138人	
教育学院	臨床薬学専攻	16人	(博士課程)	
	教育学専攻	153人	うち修士課程	90人
			博士後期課程	63人
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア専攻	96人	うち修士課程	54人
			博士後期課程	42人
	観光創造専攻	39人	うち修士課程	30人
			博士後期課程	9人
保健科学院	保健科学専攻	76人	うち修士課程	52人
			博士後期課程	24人
工学院	応用物理学専攻	95人	うち修士課程	68人
			博士後期課程	27人
	材料科学専攻	99人	うち修士課程	78人
			博士後期課程	21人

	機械宇宙工学専攻	69人	{	うち修士課程	54人	}
				博士後期課程	15人	}
	人間機械システムデザイン専攻	67人	{	うち修士課程	52人	}
				博士後期課程	15人	}
	エネルギー環境システム専攻	67人	{	うち修士課程	52人	}
				博士後期課程	15人	}
	量子理工学専攻	55人	{	うち修士課程	40人	}
				博士後期課程	15人	}
	環境フィールド工学専攻	66人	{	うち修士課程	48人	}
				博士後期課程	18人	}
	北方圏環境政策工学専攻	73人	{	うち修士課程	52人	}
				博士後期課程	21人	}
	建築都市空間デザイン専攻	61人	{	うち修士課程	46人	}
				博士後期課程	15人	}
	空間性能システム専攻	71人	{	うち修士課程	56人	}
				博士後期課程	15人	}
	環境創生工学専攻	71人	{	うち修士課程	56人	}
				博士後期課程	15人	}
	環境循環システム専攻	65人	{	うち修士課程	50人	}
				博士後期課程	15人	}
総合化学院	総合化学専攻	372人	{	うち修士課程	258人	}
				博士後期課程	114人	}
公共政策学教育部	公共政策学専攻	60人		(専門職学位課程)		

(注1) 上欄の人数は、平成28年度における学生収容定員を示す。

(注2) ※<sub>2,3</sub>を付した学部/学科は、平成23年度入学者をもって募集を停止した学科を示す。



(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	36,226
施設整備費補助金	2,269
補助金等収入	3,039
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	120
自己収入	38,387
授業料、入学金及び検定料収入	9,361
附属病院収入	27,654
財産処分収入	0
雑収入	1,370
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	12,072
目的積立金取崩	0
計	92,116
支出	
業務費	72,781
教育研究経費	47,093
診療経費	25,687
施設整備費	2,389
補助金等	3,039
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	12,072
長期借入金償還金	1,832
計	92,116

[人件費の見積り]

期間中総額 43,266百万円を支出する（退職手当は除く）。

注) 「施設整備費補助金」のうち、平成28年度当初予算額 1,482百万円、  
前年度よりの繰越額 787百万円  
「補助金等収入」のうち、平成28年度当初予算額 2,855百万円、  
前年度よりの繰越額 185百万円

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	92,292
経常費用	92,292
業務費	80,845
教育研究経費	11,548
診療経費	13,991
受託研究経費等	7,759
役員人件費	165
教員人件費	27,928
職員人件費	19,452
一般管理費	2,232
財務費用	272
減価償却費	8,941
うち受託研究費等	561
臨時損失	0
収益の部	93,173
経常収益	93,173
運営費交付金収益	34,291
授業料収益	7,636
入学金収益	1,310
検定料収益	271
附属病院収益	27,654
受託研究等収益	8,321
補助金等収益	2,451
寄附金収益	2,170
施設費収益	306
財務収益	30
雑益	2,786
資産見返運営費交付金等戻入	2,483
資産見返補助金等戻入	2,298
資産見返寄附金戻入	1,139
資産見返物品受贈額戻入	19
臨時利益	0
純利益	880
目的積立金取崩益	0
総利益	880

注) 損益が均衡しない理由

- ・ 附属病院における利益
  - 借入金に係る元金償還額と減価償却費の差額 . . . 1,337百万円
  - 附属病院収益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額 . . . △342百万円
  - 目的積立金を財源として取得した診療用固定資産に係る減価償却費 . . . △14百万円
- ・ その他
  - 雑益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額 . . . △12百万円
  - リース資産に係る債務減少額と減価償却費の差額 . . . △89百万円

### 3. 資金計画

#### 平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	100,391
業務活動による支出	81,749
投資活動による支出	6,963
財務活動による支出	3,403
翌年度への繰越金	8,275
資金収入	100,391
業務活動による収入	89,696
運営費交付金による収入	36,226
授業料・入学金及び検定料による収入	9,361
附属病院収入	27,654
受託研究等収入	8,321
補助金等収入	3,039
寄附金収入	2,305
その他の収入	2,786
投資活動による収入	2,389
施設費による収入	2,389
財務活動による収入	30
前年度よりの繰越金	8,275